

【緑化に係る取り組みについて】

1.【緑化指導について】

千代田区では、緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全及び改善を図る事を目的として、「千代田区緑化推進要綱」に基づき緑化指導を実施しています。(別紙参照)

指導の対象は、

- ① 建築基準法に基づく計画通知を必要とする公共施設
- ② 敷地面積が250㎡以上で、建築確認を必要とする民間施設

となります。

緑化指導の打ち合わせを行ったのち、建築確認申請(計画通知)前までに緑化計画書を提出し、緑化の完了時に完了報告書を提出する流れとなります。

◎東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」との違い

東京都と比較すると、指導対象が次のように異なります。

千代田区 敷地面積 250㎡以上 (公共施設は、すべて)

東京都 敷地面積 1,000㎡以上 (公共施設は、250㎡以上)

◎実績一覧

年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
緑化受理件数	20 件	34 件	35 件
緑地創出面積	2,837 ㎡	11,230 ㎡	3,413 ㎡

※令和6年度は、12月末までの集計となります。

令和5年度は、再開発に伴う届出が複数あり、数値が突出しています。

2.【緑被率の推移について】

千代田区では、約8年毎に航空写真による緑被率の調査を行っています。

調査に当たっては、東京都の基準に合わせて計測を行っています。

次回調査は、令和8年度を予定しています。

年 度	平成7年度	平成15年度	平成22年度	平成30年度
緑 被 率	19.10%	20.36%	21.04%	23.22%
緑被地面積	222ha	236ha	244ha	270ha

※1ha(ヘクタール)は、0.01km²(平方キロメートル)となります。



(平成 30 年度緑の調査報告書より、緑被等分布図)

3.【緑化助成制度について】

千代田区では、ヒートアイランド対策助成制度として次の助成を行っています。

対 象 屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化、レインガーデン

助成額 上限 200万円(プランター上限 50万円)

実績 令和 6 年度 0件 (令和6年12月時点)

令和 5 年度 1 件

令和 4 年度 1 件

◎菜園等について

千代田区では、令和7年4月1日から緑化助成に菜園等を加える予定です。

今まで菜園や花壇などは、緑化指導の緑化とは認められていない(樹木や多年草のみ認められていた。)ことから、助成対象外となっていました。が、緑化助成件数の拡大のため導入を決定しました。

〔設置条件〕

- ① 販売を目的としない
- ② 夏季に植物を育成している(葉が茂っている)計画をたてる

(別紙)

令和6年7月現在

千代田区緑化推進要綱の概要



制度概要・様式等

建築物の新築・増改築等に際し、
千代田区緑化推進要綱に基づく緑化協議を実施します！

緑化
基準

- 地上部・建築物上の緑化面積の基準
- 接道部緑化の基準

※ 詳細は《緑化の基準》をご参照ください。

概要

千代田区では、緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全及び改善を図る事を目的として、「千代田区緑化推進要綱」に基づき緑化を推進しています。

対象

- ・建築基準法第18条第2項に規定する通知を必要とする建築行為（公共施設の敷地の場合は全て）
- ・敷地面積が250㎡以上で、建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする建築行為

提出期限

建築確認申請前または建築計画の通知前までに提出して下さい。

以下2点が必要となります。

STEP1. 緑化計画についての事前協議

STEP2. 緑化届出(計画・変更・完了)、維持管理

千代田区環境まちづくり部環境政策課エネルギー対策係

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-2-1(千代田区役所5階)

E-mail: kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

 03(5211)4256